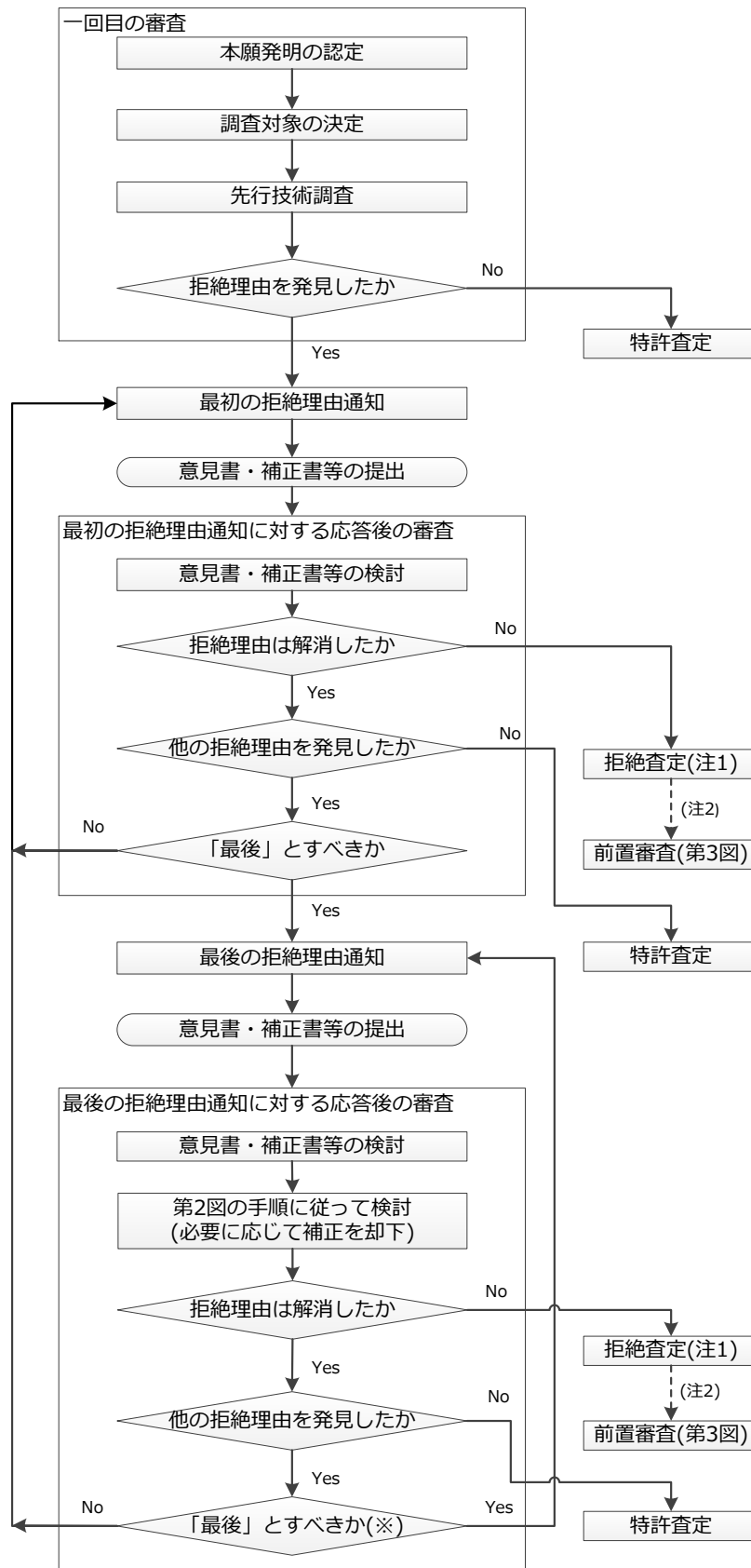


第1図 審査の流れ



「第2章 審査の手順」の関連箇所

第1節 本願発明の認定

第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断

2. 調査対象
3. 先行技術調査
4. 新規性、進歩性等の判断

第3節 拒絶理由通知

2. 拒絶理由通知の種類
- 3.1 一回目の拒絶理由通知
- 3.2 二回目以降の拒絶理由通知

第4節 意見書・補正書等の取扱い

第5節 査定

2. 特許査定
3. 拒絶査定

第6節 補正の却下の決定

2. 「最後の拒絶理由通知」とすることが適当であったか否かの検討
3. 補正の却下の検討
4. 補正を却下する場合の出願の取扱い
5. 補正を却下しない場合の出願の取扱い

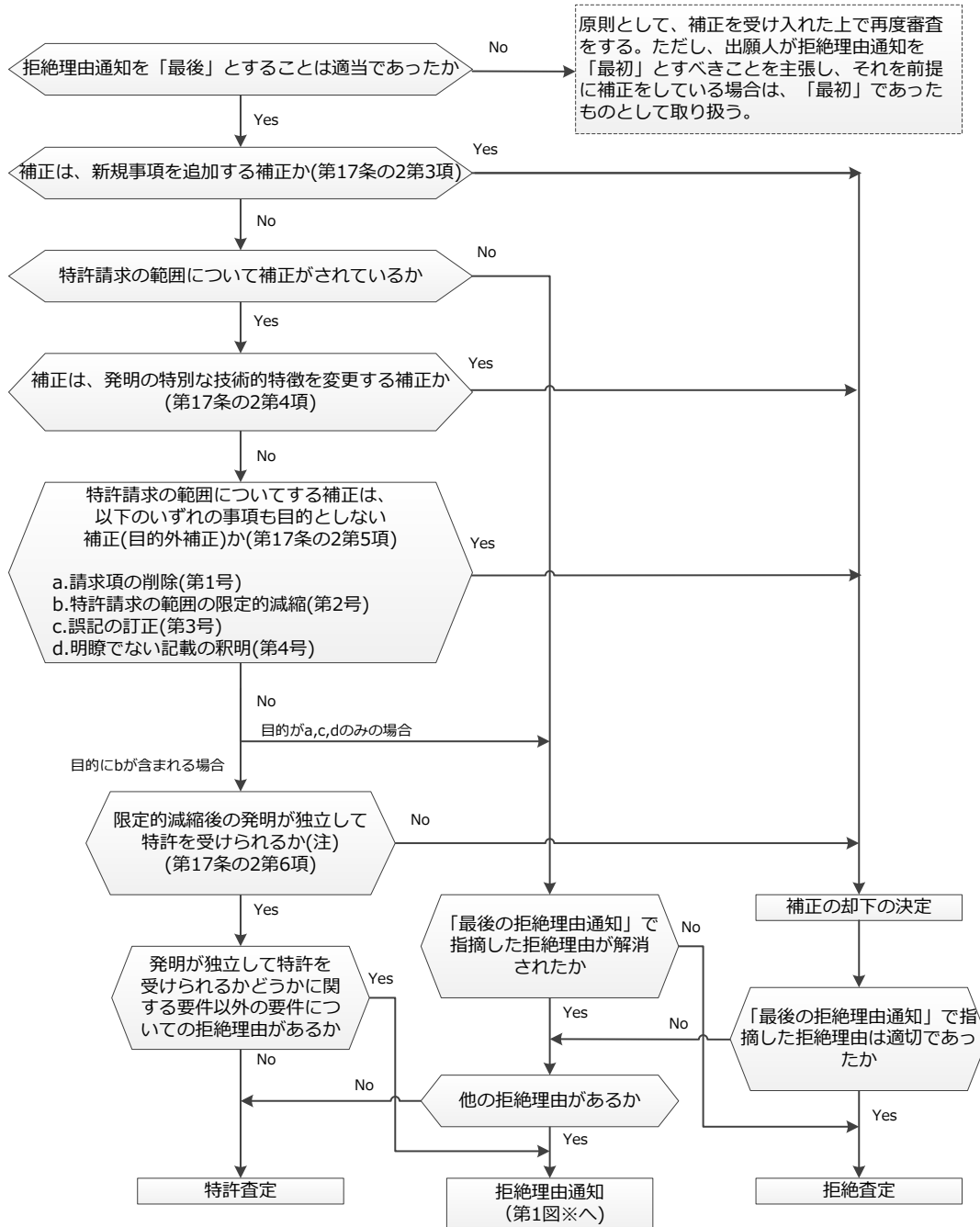
第7節 前置審査

第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

(注1)通知した拒絶理由が解消されていないものの、その拒絶理由を解消するために出願人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、当該対応をとることについて出願人との間で合意が形成できる見込みがあると判断されるときは、出願人との意思疎通を図り、合意が形成されれば「最後の拒絶理由通知」を通知する。

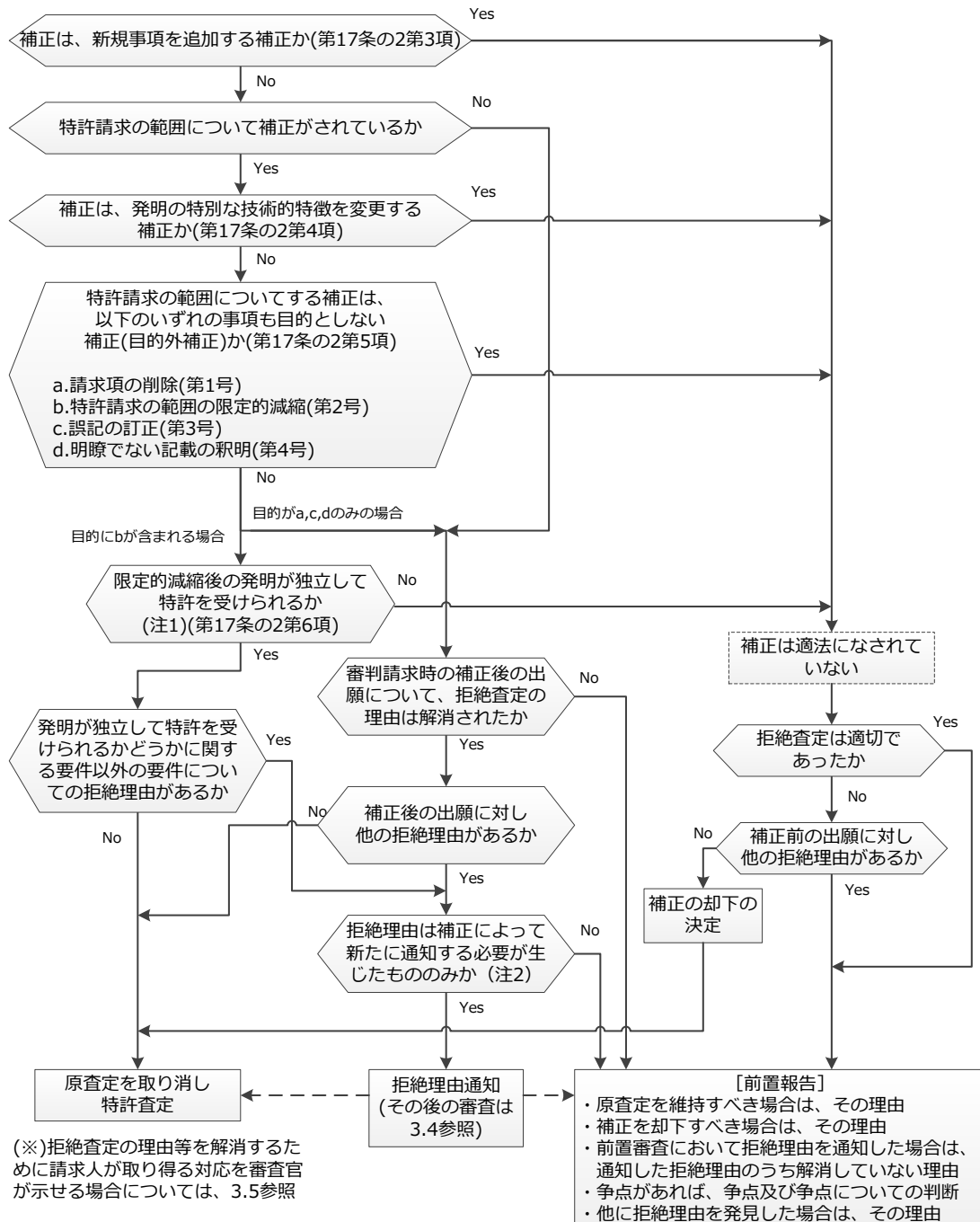
(注2)審判請求時に明細書等について補正があった場合

第2図 「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がなされた場合の審査の流れ



(注)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。  
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項

第3図 前置審査の流れ



(※)拒絶査定理由等を解消するために請求人が取り得る対応を審査官が示せる場合については、3.5参照

(注1)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。  
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項

(注2)補正によって新たに通知する必要がある拒絶理由とは、以下の(i)又は(ii)に該当する拒絶理由である。  
(i)審査請求時の補正によって生じた新たな拒絶理由  
(ii)拒絶査定に至るまでに生じていた拒絶理由であったが、拒絶査定に至るまでは判断する必要のなかったものであって、審査請求時の補正によって判断する必要が生じた結果、発見した拒絶理由